

◎新潟県告示第114号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和8年2月17日

新潟県知事 花 角 英 世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市中条字大葛原庚1211から庚1213まで、庚1235の丑、庚1236、庚1241から庚1244まで、庚1243の子、庚1247、庚1248、庚1251、庚1272の丑、庚1272の辰、庚1277、庚1277の子、庚1279の子、庚1279の丑、庚1280の子、庚1281から庚1284まで、庚1282の子、庚1285の子、庚1286、庚1286の子、庚1286の丑、庚1286の卯、庚1286の辰

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）